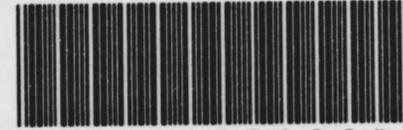


549

206

産業組合宣傳叢書
第三七輯

産業組合中央會編
木炭増産口邁
進する産業組合



0026257000

0026257-000

549-206

産業組合宣傳叢書

産業組合中央会

第37輯

昭和17

ADF

産業組合宣傳叢書第37輯

549
20

木炭増産に 邁進する産業組合



産業組合中央會

549
206

目次

一、序言

二、事例……………(一)

保證責任小廣利村信販購利組合……………(二)

保證責任上岡村信販購利組合……………(二六)

保證責任仁科報徳信販購利組合……………(三五)

一、序 言

一、木炭の需給情勢 我々が今遂行しつゝある大東亞戦争を完遂するが爲には、如何なる悪條件があり、如何なる困難があらうとも、之に必要な物資の生産を確保すると共に、國民生活を足らざれば足らざるまゝに安定せしめなければならぬことは今更謂ふを俟たない、斯うした意味に於て木炭の問題を取り上げて見ると、生産と云ふ點より之を見れば、製鐵にカーバイトに火薬にと云ふ如く、其の工業方面の用途が頗る多くなり、且自動車の多くは木炭を使用すると云ふことゝなり、生産力擴充の叫ばれつゝある今日、此の方面の需要は増加の一途を辿りつゝある。又一方、家庭燃料として又保温としての國民生活の面よりする需要も、都市人口の膨脹、或はガス、電氣、石炭等の節約等により増大し來つて、食糧の確保と相並んで國民生活の安定に缺くべからざる必需品として此の冬を控へ供給減少と云ふことより特に重大化し來つたのである。

斯く重要な木炭も五、六年前迄は反つて販賣業者は、如何に之を宣傳し如何に使用せしむるかに苦心をなすと云ふ有様で、昭和八年に於ては漸く五億八千三百萬貫であつたものが、爾後次第に需要額を増加し昭和十年には六億四千二百萬貫、支那事變勃發の十二年には六億五千五百萬貫、十五

年には七億四千七百七十萬貫と増加し、實に昭和八年に對し二八%の増加となつて居る。之に對し供給は昭和十五年は七億八千六百萬貫を生産し、從來にない生産額を示したものであつた。然るに十六年に於ては前述の如き需要の増加を來したるに反し、生産は各種惡條件に觸され七億九千八百萬貫の生産目標に對し七億一千七百萬貫を供給し得たに止まり、計畫量に對し一五%減となつたのである。之に對し本昭和十七年は十五年の下期の實績と、十六年の上期實績との合計八億五千萬貫を生産目標と定め、此の中より官行製炭三千五百五十八萬貫、御料の直營製炭四百五十七萬貫を差引たる八億一千萬貫を民製木炭の生産目標となし、次第に増加し來る需要に應ずる計畫となしたものである。而して此の生産計畫に對する需要面は、普通木炭六億二千四百萬貫、瓦斯用木炭九千六百萬貫、計七億二千萬貫となし、生産目標八億五千萬貫との差一億三千萬貫は軍需、或は不時の用途等の爲生産地府縣又は政府の保有量となした。而して政府買上量は消費府縣への賣渡基準量二億一千四百萬貫に、政府買上九千七百萬貫を加へたる三億一千百萬貫となつてゐる。之は本木炭年度に於ける政府の樹立せる需給計畫の主要であるのであるが、之に對する實績は如何なる状態にあるかが、木炭の問題が前段既述の如く重大なる問題となつて來たものである。

即ち本木炭年度の當初たる四月以來の實績は月別計畫に對し、甚しき減退を示し、五、六、七、

八と月を重ねるも尙好轉の徴もなく過ぎたのであるが、九月中頃よりは四、五月頃に比し稍々生産率の増加の傾向を見せつゝありとはいへ、尙決して樂觀を許さず、今や御稜威の下、皇軍將兵の勇戦力圖により、擧げつゝある赫々たる戦果に應へ、且敵米英の企圖しつゝある長期反攻戦を飽く迄も勝ち抜くが爲にも、假初にも生産力に齟齬を來し、或は銃後國民生活に不安を與ふるが如き事態は絶體に排除せざるべからざる實情に省み、關係者の今一段の奮起の要請せらるゝは勿論、斯る重大なる木炭の増産は決して一農山村の問題に非ず、全國民の双肩にかゝれる重大問題であるのであつて、消費者も消費を極力節約し以て國家の資源を充實することに思ひを致すと共に、生産者の勞苦に對しては深き感謝の意を表すべきである。

二、政府の木炭増産に對する施策の概要 政府は斯る憂慮すべき情勢に鑑み本春來、木炭規格及等級標準の一部を改訂し増産を容易ならしむる一面、木炭増産推進登録制度を採用し、製炭者の増産熱意の昂揚に努めつゝあつたのであるが、更に九月より十一月に至る三ヶ月間を「木炭生産出荷増強期間」と定め、關係各省、大政翼賛會、民間團體等の協力により一意増産確保に邁進することゝなり、製炭者の勞苦に對する慰安並現状認識を深むる爲の映寫會、紙芝居等を行ひ、或は製炭者の生活に幾分にも豊かならしむる爲、酒、味噌、米、鹽麴等の生活用品の特別配給を行ひ、或はカー

バイト、釘、針金、種油、燈油、ゴム長靴等の生産用品の特別配給を行ひ、更に根本對策の一として勞力減少並製炭用資材の潤渴に對處する特別施設をなし、又技術の向上を目的とする講習會の助成、炭材の潤渴は勢ひ奥地製炭とならざるを得ざる實情より、奥地製炭促進の爲奥地製炭一貫目當り二錢の補助金を交付し、小運搬確保の施設として荷車、猫車、馬車等に補助金を交付し、勤勞奉仕施設として青年學校生徒等の奉仕に對し補助金を交付することゝなし、更に又木炭の政府供出を保進するが爲、政府供出木炭の價格改訂を行ふ等のことをなすと共に、民間有力者を委嘱して主要府縣に慰問激勵の推進班を派遣することゝなし、我が産業組合中央會よりは佐藤副會頭及熊野常務理事が九州及東北地方に班長として派遣せられたのである。

三、産業組合木炭供出報國運動の要旨 我が産業組合は斯る情勢に對處し、去る六月以來政府當局と協議を進め、木炭増産供出に對し産業組合の爲すべき任務に付成案を得たるを以て、之を七月二十八、九の兩日間東京に開催せる「全國道府縣支會及聯合會合同協議會」に附議し其の運動方針を決定し、目下各府縣に於て夫々町村組合の活動を促進し實踐中である。

而して此の「木炭増産供出報國運動」の骨子とするところは町村産業組合の活動に重點を置き、こゝに増産施設を集中し、從來兎もすれば流通部面にのみ置かれたかの觀を與へ勝であつた産業組

合の事業を、生産を基礎とせる方向に活動せしめんとするもので、此の生産部面への全面的進出を企圖せることは、從來も共同炊事を農繁期に實施し、或は共同作業を獎勵し或は又肥料等の配給を生産に結び付けてなす等の部分的なる生産面への關連と比較すれば正に劃期的施策とも稱すべく、こは時局の要請は勿論、産業組合が木炭集荷の責任體として國家の要請に應へ、萬遺憾なき効果を期さんとするには、勢ひ集荷の根源たる生産面への活動を強力に展開せざるべからざることゝなつたもので、今回の此の木炭増産供出報國運動は、從來行ひ來つた産業組合の國策擔當の活動を更に一段と強化し、國家の要請に應へ、生産増強の實踐體として新しき門出をなさんとする重大なる意義を有するものである。

斯る基本方針に基き、町村産業組合は農事實行組合の整備をなし、其の實行組合を基礎となして組合員の生産増強に進まんとするもので、之をして圓滑に遂行せしむべく道府縣販聯並全販聯は、特に技術指導員を設置し、或は原木購買事業の擴充をなし或は模範製炭場を設置し、或は又木炭取扱部署を擴充強化する等の施設をなし、産業組合中央金庫亦資金貸出に付特別措置を講ずることゝなしたものである。更に又重要生産十二縣に對しては重點措置として、技術指導講習會の開催、原木購買の積極化、必要資材の重點配給等の處置が講ぜられることに、去る九月十二日の重要縣協議

會に於て決定せられ之亦目下進行中である。

又九月より實施中の政府の増強運動に對しては協力一體化を本旨とし、我が産業組合の運動は政府の運動中の産業組合の擔當すべき事項となし、産業組合の運動が單なる組合のみの獨善的運動をらしむることの無きやう政府の運動に融合して、此の期間を期し一段の活動により効果を大ならしむることゝなしたものである。

次に斯うした大なる理想を持ち、其の實施は即ち國家の要請に應ふる唯一の途として進展しつゝ、ある本運動が擔當する産業組合の木炭供出量は、先づ政府の道府縣に割當たる生産目標七億一千八百萬貫中、産業組合の集荷目標は五億五千六百萬貫にして約七八%となり、此の中政府に供出すべきものは二億一千五百萬貫にして約八〇%を占むることとなり、産業組合の實務の重大なるを痛感するものである。

由來産業組合の木炭販賣事業が全面的に實施せられたるは、昭和五、六年に於ける農業恐慌により山村經濟は正に破滅の狀態に立到り、之を更生せしむるが爲、木炭の販賣事業が取り上げられ、其の結果として、山村經濟を殆んど左右せるものとも言ふべき製炭者と製炭資本との隸屬的因果關係の排除に成功し、副業製炭者は全部が産業組合員として組合に統合し、今日の山村經濟更生の基

礎を造出せるものにして深き意義を有すると共に、此の間に拂ひたる組合の犠牲は蓋し多大なるものがあつたのである。斯くて現在全供出量の七〇%を統制しつゝある我が産業組合は、今や斯る生産減退の事態に當面し此の多年拂ひ來れる犠牲と夫れにより得たる經驗とを活用して政府の要請に應へんとするのである。

五、木炭増産供出報國運動の意圖とする點 以上述べ來つたが如き重大なる時局に、重大なる實務の擔當を期した我が産業組合の此の運動は、之を産業組合内部より見るとき、次の三つの基本的要素を有する、即ち

第一 は國策協力は我が産業組合の從來採り來れる方策なるも、今回の木炭増産供出は眞に産業組合に非らざれば達成し得ざる重要な地位を占むるものとして、汎ゆる惡條件を克服し敢然と此の難局を擔當して國家の要請に應へんとする自負と、深き決意を有するものなること。

第二 は既述せる如く、産業組合が全面的に集荷供出の責任體としての實務完遂の爲、生産部面に積極的進出をなすことであつて、産業組合は國家發展の爲國策を擔當し萬遺憾なき業務を完遂すべく、從來兎もすれば陥り勝であつた流通部面のみを事業を、よりよき集荷をなす基礎としての生産指導への進出、或は自己生産の開始、更に生産をして支障なからしむる爲の必需資材の配給

等生産への積極的開進に進展すべきで、之こそ従来考へられ來つた産業組合の性格をも改變すべき重大なる意義を有するものなること。

第三は國策を擔當し、萬遺憾なき活動を期せんとするも、一萬五千組合中には尙弱體未完成にして、全面的に國家の重要任務を擔當なし得ざるものもあるものであつて、全産業組合の爲甚だ遺憾とするところであるが、此の未完成組合の完成は、事業を積極的に遂行することにより完成の域に進ましむることが最も採るべき方策なりとする。従つて此の木炭の増産供出の事業は山村に多き斯る未完成組合を完成の途に進ましむることゝなるべきこと。

以上の三つの基本的狙ひの完遂を期するが爲には、産業組合の各系統機關が全國的一體化をなし全組合が國家より負荷せられたる賈務なりとして之を遂行せざれば何等の意義を有せず、又實効を擧げ得ざるべく、こゝに全産業組合の一體的活動を期待するものである。

六、むすび 由來木炭生産には、時局の重壓下、製炭勞力の漸減、原木の騰貴による採算不能、或は原木入手難、生産並製炭者生活用資材の入手難、特に半ヶ年を人里遠き山奥に過すが爲、當然入手し得べき纖維製品等の如きすら入手難となり、或は小出運搬難、又は運賃の高騰等凡ゆる惡條件の山積とも稱すべき状況に置かれつゝあるのであるが、夫れあるが爲生産減は當然なりとして之を

拱手觀過するは、吾等のなし得ざるところであつて、之等惡條件打破に付ては政府の施策に俟つべき點多く夫れについては當局の配慮を俟つのであるが、其の一面組合なり生産者個々なりの手を以て除去し得る點もあるから、斯る點に付ては此の際積極的に之が是正排除に努め、以て長期戦完闘の固き決意を以て之が完遂を期すべきである。

こゝに全國製炭地町村産業組合の木炭増産に拂ひつゝある熱意に對し深く敬意を表すると共に産業組合關係者は克く木炭生産者を指導誘掖し、國家の要請に遺憾なく應ふべく、新たなる認識と不動の決意を以て此の難事業達成に邁進せられんことを希ひつゝ筆を擱くものである。

二、事例

保証責任 小鷹利村信用販賣購買利用組合

(岐阜縣吉城郡小鷹利村)

一、小鷹利村は村全體が産業組合中心に動いてゐる。

本村は岐阜と富山市を繼ぐ高山飛彈古川驛より約五町、峡谷美の宮川を境して西部に位し面積二方里餘あり。

地勢は四圍山に圍まれて盆地をなしてゐるが宮川及其の支流の流域に平地が展開し耕地は田三百三十一町歩、畑百九十八町歩、計五百二十九町歩である。

戸數五百五十戸、人口二千八百八十八人、總戸數の約九〇%を農家に依つて占められてゐる純農山村である。

主産物は米、蕎麥、薪炭、澤庵、ホームスパン等で米は山村には珍らしく移出する生産地で村民は極めて純粋で、團結心に富み勤勞を尊び、全村和やかな空氣が横溢してゐる極めて平和な山村である。

本村産業組合は斯る好條件の下に現事務理事 圓山兵吉氏等歴代役職員の日夜を問はぬ滅私奉公と、當組合の多年培つた「産業即教育」「農村即産業組合」の指導精神の徹底とは村民の強固なる結合を促し本項末尾に述べる如く生産より保健衛生、訓練、育英等に至るまで村民の全生活は村長を組合長とし村と表裏一體をなす組合を中軸とし部落農事實行組合を車輪として日夜飽まず懈ゆまず廻轉して、こゝに産業組合村を築き上げてゐることは此の村を訪ねて全村に亘つて配置されてゐる諸施設を眼の當り見て大いなる訓を受くると共に深い感銘に打たれるのである。

因みに本村産業組合は四種兼營で優良なる經營をなし眞に農民の爲の組合であると共に國家の爲の活動をなして居るのであるが、四種事業と云ふ型の上の他になされつゝある特異なる事業は次の如きもので其の一つ／＼に理想を置き皇國農村の範たる活動をなしてゐる。

イ、自作農創設維持

本村に於ては田畑九十町歩、山林原野百五十町歩を他町村民に占められてゐたので、之を本村民有になさしむることを主眼目として、各部落を單位とする自作農創設維持組合を組織し全戸加入、隣保共助の精神に基き小作者を漸次自作に轉せしむることを基調として、農耕地の整理分合を行ふことを部落是として遂行し、小作者の最も多き二部落三十町歩を三ヶ年に完結し、

更に現在は二部落に着手し全自作農化を急いでゐる。

ロ、農村工業

農村は工業を加味した農工村に經營を進める要があると云ふ觀點の下に青物として市販せる大根を澤庵に加工することに着手し、一萬樽を關西中央市場に送り、次で綿羊飼育を奨励して普及發達を圖り現在二千頭の綿羊より二千反のホームスパンを自村女子勞力のみによつて生産してゐる。

農村工業關係施設としては農村工業場二ヶ所、綿羊藥浴場二ヶ所、種付場二ヶ所等を有してゐる。

ハ、保健衛生

都會に着倒れ又は食倒れがあるならば、農村には病み倒れがある。本村の負債の原因が病み倒れに基因するもの頗る多く、且つ深刻にして此の災厄に見舞はれぬ家は絶無といふ事情より國民健康保險法公布の昭和十三年より村に代つて之を實施し現在は診療所に醫師、女子藥劑師各一名、保健婦二名を常置して健康相談所一ヶ所、育兒相談所二ヶ所を設けて村民を病み倒れから救つてゐる。

ニ 訓練

農村經營は先づ次代の中心人物を養成する教育、即ち隣保共助の精神を基調とする青年中心主義に立脚して青年訓練の爲農民修練場を設置して隨時青年を招集し實習作業を通じて日本農民魂を打込むと共に、部落共同……共同を中心とする部落活動を通じ村民の教育に全精神を打込んで居る。

ホ、青 英

農村經營に必要な人材は自給自足主義に徹し、如何なる困苦缺乏にも堪ゆる人物であらねばならぬと云ふ見地より優秀なる青年男女は之を採用して組合の經費を以て夫々修練場に派遣して農村指導者となしてゐる。

現に自動車運轉士、農村工業技術指導者等何れも産業組合の育英事業に依つて知識を修得した人達である。

尙次代農村を背負つて立つ國民學校兒童に協同精神と協同經濟の基礎知識を注入する爲に村内三學校に模倣組合を設けてゐる。

二、製炭は協同で……産組製炭

本村は數年前より農業部面に於ける田起、田植、中耕、收穫或は大根害虫の共同防除等共同作業の可能なるものについては殆んど之を實施し労働能率増進と品質の向上に多大なる貢献をなし、既に經驗済なのであつて之を昨年以來木炭生産部面に採用し、農耕作業と同じ成果を挙げつゝあることは本組合の特色であると共に、産業組合の製炭報國の大理想を如實に示しつゝあるものと謂ふべきである。

イ、生産の組織

生産組織は産業組合を中心に十二部落の農事實行組合が製炭隊を組織し、各隊毎に壯年層中より製炭に經驗あり且つ統制力を有する活動家を選び之を隊長とし、此の隊長統卒の下に隊員及補助者が配屬されてゐるのである。

隊員は合計百五十名で隊の編成は部落の製炭者數に依り一定しない、けれども大體三名乃至五名であり、補助者は隊員の家族より成るもので之亦一定はして居ない。

斯く産業組合の製炭部隊で最も活動をなすものは製炭隊長であつて、所屬隊員を督勵し産業組合の原木其の他の供給を基礎として割當數量の生産確保に努め、生産に齟齬を來さない様萬般の計畫を樹立し之に基き隊員を指導して實行する重要地位に置かれてゐるのである。

尙餘談に亘るが本村に於て農事實行組合の製炭部を製炭隊と呼稱する所以のものは圓山専務理事の戦時下健實農村の建設は長期戦なりと云ふ意味から、本村の總ての事業及び其の運動は斯る形態を以て推進せられ、此の呼稱は時局下村民の緊張に迫力を附する上に有形、無形の大なる効果ありときく。

生産組織圖解



ロ、製炭の方法

産業組合は民有林、國有林を問はず其の年の製炭目標に従ひ必要なる山を購入し、之を製炭隊の協議により各隊に分配して原木の割當がなされ、やがて製炭が開始せらるゝのであるが、其の山の炭材及石數の多少に依り一隊或は數隊が山に配置される。現在産業組合が確保してある炭材林は村内七ヶ所、隣村に一ヶ所計八ヶ所に及び面積數千町歩にして其の内には製炭未着手の豫備山が數ヶ所置かれてゐる。

此の場合共同の能率向上を奨励する建前より他の農事實行組合の窯元迄伐採するも差支なき定めを設けて居る、従つて一隊が一地區を擔當する方法は採らず、隊長に於て一應の炭窯配置計畫を樹立し之に基き共同築窯をするのであつて、現在窯數六十五基の中産業組合に於て構築せる窯數二十基がある。産業組合の炭窯は一定地區に築窯して置き、製炭隊が入山する場合抽籤に依り分配し、夫れを基點として要所々々に各隊隨意に築窯するものである。

炭材伐採に就ては隊所屬の農事實行組合員中製炭者たると否とを不問、農閑者を總動員して炭材切り溜めを行ひ、製炭隊は我等の製炭代表と云ふ觀念のもとに、窯を中心として農事實行組合毎の共働共助が強化せられ、その一體化活動は其の儘製炭能率の高底となつて現れ、能率の高度なる製炭隊に對しては豫備山を提供して休む暇なく、製炭労働力の廻轉を敏活にすると云ふ眞に産業組合、農事實行組合一體の協同製炭形態に基き動いてゐるのであるが、産業組合が斯くまで製炭の共同化に實績を挙げ得たことは

- 第一、組合は利益を取るものに非らざること。
- 第二、製炭者に増産熱意の昂揚をせしむること。
- 第三、山を個人に分配することは共同心を缺くことより組合製炭とすること。

の三根本理想として其の實現に邁進したる結果である。
 ハ、製炭事業の經理

既に生産組織に於て述べた如く産業組合は利益を收むべからず、製炭者の増産熱意の昂揚に努むべしの二目標に向つて製炭經營もなされてゐる。
 即ち昨年の實例を通じその方法を見ると次の通りである。

國有林二十五町歩生産豫想一萬五千俵の山を千六百圓にて原木購買資金勘定にて購入し、豫想生産高より算定の原木一俵單價十錢に二十錢を加算して炭材償却費一俵三十錢（豫想生産高を割つて減産の場合原木代一俵三十錢迄は生産者負擔し、それ以上の單價の場合は産業組合負擔す）繩燈油等産業組合より供給の諸材料費及檢査料一俵二十錢と假協定して製炭に着手し、出荷木炭は窯別臺帳に整理し同じく窯別貯金口座に代金を振替へて生産實績一萬四千九百九十二俵の全出荷が終了したる時に原木購買資金及同金利、包装材料費、組合規定手数料を控除して一俵當り生産者手取り單價を窯別に精算する仕組を採用し、其の結果一山平均一俵手取一圓乃至一圓十錢の成績を擧げてゐる。

産業組合は一山精算毎に假決算してその結果剩餘を生じたものは樂窯費、實行組合寄附に支出

し結局實費以外のものは全部生産のために吐出して生産能率向上に資してゐる。

三、小出運搬は輸送協力隊で

産業組合に於ける合理的共同搬出と云へば、誰もが輸送協力隊に思ひを馳するのであるが、本村に於ける協力隊の編成は兒童班、女子青年班、男子青年班、壯年班、一般班の五種に區分して各班の勞働能力、動員可能運搬携行機具の種類、數量等詳細なる調査がなされてゐる。

輸送協力隊編成表

班名	年層別	能力査定
兒童班	國民學校上級生	1/5人
女子青年班	十六歳—二十五歳	1/3人
男子青年班	十六歳—二十五歳	一人
壯年班	二十六歳—四十歳	一人
一般班	老若男女	混合

右表の如く編成せられたる協力隊を動員するに當つては就勞の性質、仕事の分量等を研究して動員計畫を樹立し、産業組合長の動員命令に依り統制ある行動をなすものであるが、兒童班は主として包装資材の山上げに協力、其他は概ね木炭の搬出に従事するものである。

此の場合窯元を基點として輸送距離、地形等を考慮し中繼搬出をなす場合もある。即ち

窯元 — 第一小隊 — 第一倉庫 — 第二小隊 — 第二倉庫 — 第三小隊 — 本倉庫

右の如くに全村要所々々に設置せられた木炭倉庫を中繼してリレー式に驛出乃至本倉庫迄搬出を行ふもので、本年木炭關係に動員したる實例を見ると延人員千三百七十三人、其の中には兒童班、婦人班も含まれてゐるが、兒童班の動員については學校當局の健脚鍛鍊に好適なりとの理解の下に絶對的協力が得られてゐることは廣く参考とすべき所である。

本年一、二月の降雪期に女子班四十人を三日間動員して一萬俵を山から運び出した等は輸送協力隊運用の妙致とも云ふべく、地形的に見ると左程峻険とは言へない迄も婦人の力で一人一日八十三俵、三日間に二百五十俵を運搬したことは共同の力の偉大さを物語る實證として地元にも驚嘆

してゐる一つである。

尙協力隊の奉仕に就ては應分の謝禮金を贈つてゐるが、各班共に基金、献金等に充當し兒童班に於ては運動機具、其他設備に之を充當し兒童自らが働き出した器物に對する取扱の丁重と勤勞の神聖なることを感得せしめつゝあることは、一石三鳥の意義を有するものと謂ふべきである。

餘談になるが本村の輸送協力隊は木炭以外の販賣品の輸送、大根の害虫共同防除、澤庵漬込み及び驛出等總ゆる部面に動員されて成果を挙げつゝあるが、澤庵の驛出に當りては夜間訓練を兼ねて深夜動員し軍隊式に靜肅裡に輸送を実施し、之が完了時刻頃に至ると女子青年班に動員を命じ炊出作業をして會食散會する等輸送目的のみならず、戦時訓練が加味されてゐるもので、隊員自らその成果を振り返つて驚いてゐる有様である。

四、企業家は入つて貰ひ度くない

本村の木炭生産は前述の如く洵に合理的な共同組織を以てなされてゐるのであるが、昨昭和十六年村内國有林五千町歩を里山、奥山に二分して某々二企業會社と産業組合に拂下けらるゝことゝなり、此處に端しなくも共同製炭組織と企業製炭組織とが相對立し相當問題化したのであつたが、其

の間産業組合拂下げに形勢有利となるや、先方は全五十町歩の共同經營を提起して産業組合抱き込み手段に出、或は製炭勞力及び搬出用馬車業者の引拔等が行はれたのであつたが、産業組合は何等の支障なく當初の計畫に従ひ製炭をなし得たのであつた。而し一部の製炭者は先りの好條件に釣られて走つた者もあつたが、此の製炭者の處置については食糧を除く他の物資の配給を一時停止し、共同製炭の傘下に戻る日を待つた。又小運搬機關たる馬車業者の引拔は企業家の常套手段である前金五百圓を以て金縛りにせんとの策謀に出で、此の甘策に乗じ落ち込みたる者も數名あつたが、之を放置することは搬出に事缺く恐れあることより、組合は馬車業者の前借五百圓を代拂して企業家に返還して解決した等のことがあつた。

斯ることより共同製炭の緊要である點を深く認識せしめる絶好の機會を與へたことにもなつたのである。

常組合が斯くまでして協同製炭の擁護をなした所以のものは、村一體化の共勵共助の精神を墮落せしめ、且つ獨立せる製炭者を再び過去の隸屬的燒子の地位に引き下げるに忍び得ずの信念より敢然之が擁護をなしたるもので、企業製炭侵入は之を以て恐らく最初にして最後となるであらう。

五、森林組合とは表裏一體

山村に於ける森林組合の使命上、本村の森林組合も機構を整備して獨立事務所と常務理事及専任書記一名を置いて森林の育成に努めてゐるが、一時的現象として炭材統制上製炭に若干の影響を波及したこともあるが、巷間流布されてゐる森林組合の木炭事業進出云々の問題は本村に於ては起らないのであつて、森林組合と産業組合は相携へて山林經營の萬全を期して居る。

即ち産業組合木炭主任は自ら森林組合常務理事を買つて出て、現在その職を兼務してゐるが同主任は「森林組合が木炭生産、集荷に手出しする形成にあることは各所で身にすが、現在の森林組合經營上當然と思ふ節もあるが、實際は森林組合は斯る方面よりも他に最も重要な任務を帯びてゐるものであるから、輕々と目先の仕事に着目すべきものではない。

木炭關係のみについて云へば森林組合は薪炭材の伐採量、伐採地の計畫的決定及び販賣斡旋を限度として、それ以外の製炭部面については産業組合に任すべきものであり、本村に於ては此の方向に進みつゝあり、大きく云へば將來は産業組合の森林部的な部制を設けて林産關係一切を處理する迄に至るのが村のため、關係者のためだと考へてゐる」と其の迫力ある實踐力を理想に向つて着々

突進させてゐる頼もしさである。

六、製炭隊長は斯く要望す

此の項は製炭隊長數名を圍んで夜間懇談した結論であつて、製炭者の眞の聲であることを斷つておく。

「製炭者は炭材其他資材については産業組合が一切を整へて呉れるので、何の心配もなく一生懸命に焼くことがお國の爲になり、自分のためにもなると云ふ氣持で現在炭焼をしてゐるが、過去を振り返つてみて、こんなことを要望したい」と純朴なる語調で語り始めた。

「昨年農林大臣表彰があると云ふ増産奨励で我々は相當過酷な無理をして焼いた。極端な實例を擧げると、一ヶ月フトンの上で休むのは僅か三晩位で一ヶ月一人四百十二俵の生産をしたと云ふ月もあつた。大臣表彰の調査があつて調査書を多忙の下に作つて出したが、其の後何の音沙汰もなく残念である。

それは表彰されたい名譽心でも何でも無い。それから昨年検査規定の変更は打撃甚大で此の種のことは望まない所だ。

特に要望したい物資は鹽干魚類と棒秤を欲しい。棒秤が不足してゐるといふ事が包装を遅延せしめ山元滞貨の原因ともなると思ふ。

都市商業者の使用せざるものを集めて製炭者に配給する等の方法を講じて欲しい。

尙今後の生産奨励については實行不可能なることは發表しないで貰ひたい、發表されて責任者として正直にそれを隊員に傳へて増産に拍車をかけて不實行に終つた時、我々は立つ瀬がなく、生産にも影響して來るからである」と斷片的に望む所を訴へてゐる。

保証責任 上岡村信用販賣購買利用組合

(福島縣双葉郡上岡村)

一、常盤線沿線一農山村上岡村

上野から常盤線下りに乗つて、源義家の詠詞で高い勿來關を過ぎ、温泉地湯本を過ぎるともう間もない富岡驛、その驛のある富岡町——石川式築で名高い石川技師の勤めて居られる營林署所在地——の西隣りの村が上岡村なのである。

地勢は西高東低、西方には大倉山、麓山等の山々があり、相當峻しいがその他は概して緩傾斜で丘陵性の土地である。村の中央を富岡川が東流し、その流域には水田と畑が展開してゐる。

前に上岡村は富岡町の西隣だと述べたが、この村に行くには夜ノ森驛で下車するのが最も便利である。驛を降りるとそこはもう「木炭増産村上岡村」なのである。そこから道路は村の大體中央部を富岡町に貫通して居りバスも通つてゐる。その他中の廣い道路が幾つとなく走り村の隅まで略々自動車も馬車も通れる様になつてゐるし、木炭搬出についても山麓から直ちに自動車或は馬車によつ

て運搬される様礎地は作られてゐる。

二、豊富な農林産産資源

土地の状況は昨年の統計によると田が三九九町、普通畑二七八町、桑園一一六町、其他果樹園が若干あり、山林は官公有林、私有林併せて三、二四六町、原野二三四町といふ一面米作、養蠶等を主とする農村であると同時に豊富な森林資源をもつ村である。

昭和十六年度に於ける生産額は

種 別	産 額	割 合
農 産 物	三八五、四九四圓	五七・二%
畜 産 物	三五、三五二	五・三
林 産 物	二四七、〇七三	三六・七
工 産 物	五、四二八	〇・八
計	六七三、三四七	一〇〇・〇

(本村は鐵、石炭等發掘せられつゝある鑛山あるも産額不明)

即ち農産物が全産額の五割七分、林産物が三割六分以上を占めて居る。
次に本村の職業別戸数は

(昭和十六年末現在)

	専業	兼業	計
農 業	二六七戸	二五九戸	五二六戸
林 業	一八	三	二一
工 業	二〇	三	二三
商 業	三五	五	四〇
交 通 業	三	一	四
公務自由業	三九	一	三九
其 他	一	一	九二
計	三八三	二七一	七四四

即ち農林業に従事する者は全體の七割以上を示してゐる。而も之等農林業者は専業、副業相半ばする状況であるが、森林の經營のみに依つて生計を立てゝゐる者はない。然らば製炭に従事する者は右の中どれ程占めてゐるであらうか。之に付ては後段に於て詳述するが木炭検査所員の話による

と専業者二七名、農業の傍ら製炭に従事する者六五名、計九二名である。この中専業者は大體に於て山麓部落たる赤木部落の製炭者を以て占められるのであり、中には夏期は山形方面に出稼し冬期は歸村して炭を焼くといふ者もある。

三、産業組合の活動

本村産業組合は昭和七年十一月に創立せられた。

今組合の活動状況を見ると組合員は昭和十六年末に於て、四七四人、法人四〇を算し、拂込出資金並諸積立金二三、五九〇圓を算する。

先づ信用事業について見るに貸付高は設立當時に於ける一一四圓から六八、三七七圓に昇つてゐる。之は經濟更生運動に依る負債整理を組合への借替によつて行はれたものが相當多數あり、更に自作農創設並維持資金として放出されてゐるのが多額に上つて居る。又貯金は一七二、二二三圓である。

購買事業は當初肥料等を扱ひ更に農具及一般、生活用品等を扱ひ來つたが取扱高は當初に於ける

二、一四一圓から一二〇、七一五圓に上昇してゐる。

販賣事業は米麥類に初まつたのであるが創立當時の扱高は一、一三八圓、昨年度の扱高は二四九、六〇九圓といふ躍進ぶりを見せてゐる。

次に利用事業は昭和十四年度に於て扱摺機、製粉機、精米麥機を、更に翌十五年度には動力製糶機を設置して木炭用繩の供給にも遺憾なからしめ、更に昨年度に於ては搾油機、製麵機、押麥機を設置し組合員の利便に供し、本年度に於ては馬車三臺を購入し、従來の運搬夫を従業員として採用し物資運搬上の利便を計つた。又保健婦を設置して村民厚生の実を擧げ、殊に學校當局と連絡し常時兒童の健康診断をなし、次代を背負ふ小國民の健康保持育成に力を盡し、更に養鯉事業も計畫してゐる。

又、昨年度より村内耕地並農業及土木相談所を設けて農産物増産面に寄與する等種々の施設を講じてゐる。

農會とは事務所を同一にし兩者緊密なる連絡をとり農業團體としての機能發揮に努めてゐる。

四、炭材の狀況

本村の山林面積は前述の如く約三、二四六町歩であり、其の所有の内容は

官 有 林	一、五二〇町	四六・八%
公 有 林	四八〇	一四・八
私 有 林	一、二四六	三八・四

即ち官公有林は山林の六割以上を占めてゐる。所でこの豊富なる森林からどれだけの生産が得られるかといふに、十六年の統計に依れば二四七、〇七三圓といふ數字を示して居り村内全生産額（鑛産物は不明に付考慮に入れず）の約三割七分に當る。而してその中主要なものは木材と木炭である。其の生産額は木材が一、二二三、七五〇圓、木炭は六三、四五七俵の一〇八、一二三圓で此の他は鐵道枕木約九、〇〇〇圓、茸、栗其の他五、〇〇〇圓である。

次に、炭材の伐採の狀況を見ると、過去の製炭數量から推定して昭和十四年度に於て三四、三三〇石、昭和十五年度に於て三四、〇七八石、十六年度に於ては二五、三八三石と見られ、三ヶ年平均を見ると三〇、九三〇石と推定される。

然らば今後の炭材供給の見徹し如何。組合専務理事の話に依ると、現在大體一〇萬石の材積ありとして今後十五年乃至三十年の樹齡を考慮するとき、どうしても一ヶ年の供給量は八、〇〇〇石程度がヤマではなからうかといふ。さうすると過去の実績とを考へ合せると炭材の供給も亦相當逼迫

するであらう事は明らかである。従つて原木の需給は樂觀を許さず、今後の木炭増産を可能ならしむる爲には原木の確保方策樹立が喫緊の要事となつて居る。

五、村の製炭者達

現在製炭報國手帳を交付されてゐるものは專業者二七名、及其の補助従業者三六名、副業者六五名、及其の補助従業者七九名である。專業者の補助者は一名乃至三名と云ふことになり、女子が容易な労働に従事するといふ程度である。一般農家で副業的製炭に従事するのは戸主又は息子である。女子は殆んど製炭に出ない。專業者は年中焼くわけであるが、盆、正月、雨がはげしい時は休むので製炭に従事する日数は多くて三百日、普通二百五、六十日となる。

本村で主流をなすものは一般農家の副業的製炭であるが、春の蒔付時期、秋の收穫期等の農繁期によつて労働日数は制約されるが、九月から翌年四年頃迄が一般農家の製炭時期である。従つて副業者の能率は一ヶ月六〇俵窯一行程半焼けば良い能率とされて居ることになり七ヶ月働いたとして（築窯を含まず）六〇〇俵程度といふ事になる。之等の人達は一窯大體六〇乃至一二〇俵の窯を持つてゐるが、富岡營林署長石川氏考案の「石川式窯」を用ひてゐる。この石川式窯は灰化、末炭化を

防ぎ極めて経済的で窯の大きさや細かい寸法にとらはれず極めて科學的だといふ。

現在本村には赤木部落の赤木製炭農事實行組合外六つの製炭農事實行組合があり、製炭者の中專業者九名、副業者四七名、計五六名が實行組合の傘下に集まり官有林の炭材を仰いで製炭報國にいそしんでゐる。實行組合未加入者の中には富岡町の同業組合から資金を仰いでやつて居る者もあるが、産業組合としては一切之等に付て關知せず、専ら實行組合員の指導に當つてゐる。

又一方、山には橋道を作り、轆を引いて生活してゐる者が三戸ばかりあるが、この轆人夫が木炭を窯元から馬車が通り得る山麓まで運搬してゐる。

六、營林署の指導と製炭農事實行組合の生誕

木炭の生産方法は極めて原始的な労働によつて行はれる。従つて其の生産は分散的であり又個人的である。それと共に原木を購入する上に於ては一時に相當な資金を要する。

一方流通過程には何段にも商人が介在し之等商人より製炭者は原木購入資金或は築窯資金等の貸付を受け、或は更に生活資材まで供給を受ける。斯うした關係を通じて生産者はその經濟的無力と販賣過程の複雑さにより過酷なる商業資本の桎梏下に置かれざるを得ない。この事は過去の製炭

事業發展過程に於ける一般的事實として推移し來つたものである。

この地方に於ける製炭事業は交通の發達に伴つて大正初期から發展し來つたものと思はれる。斯くする中大正の好景氣が到來し諸物價も騰貴しあらゆる産業が自づと發展したのであるが、木炭の生産も技術の發達と共に時代の波に乗り、漸次擴大され、これに伴つて業者も増大した。それと共に所謂製炭旦那たる木炭仲買商の發展となつてあらはれ、商人と製炭者との關係は原木購入資金或は築窯資金或は生活用品供給といふ面に於て結びつけられ所謂旦那と焼子との關係が生じたわけである。過去に於ては或者は自家山林を焼く者もあつた。或る者は木炭商の焼子となつた者もあつた。然しそれらは孤立的なものであつたし何等の共同組織も持つてゐなかつた。

斯うした製炭業者の孤立せる状態にも不拘、昭和恐慌後に於ける一般農家の製炭業開始による製炭業者の増加、或は技術の向上は木炭の生産量に拍車をかけ、製炭事業の著しき量的發展を齎した。然し乍ら製炭業者の社會的環境は依然として合理化されず、むしろ不合理の度を深め行く傾向にあつたのである。

斯る推移中に昭和十三年に到り、營林署は一般製炭者に共同組織を作らせると共に産業組合を通じて原木の拂下をなし、産業組合、農事實行組合の活動によつて従來の不合理な製炭關係の打破に

つとむるべき方針の下に指導に乗り出した。こゝに於てまづ赤木部落に製炭農事實行組合が設立され、續いて翌年に他の六つの製炭農事實行組合の生誕をみたのである。

斯くして産業組合は營林署の強力な指導援助の下に、拂下原木の供給に、生産並生活資材の供給に、更に生産せられたる木炭販賣事業を通じて、下部組織たる製炭農事實行組合の活動、ひいては製炭者の擁護に貢献し來つたのである。

七、木炭増産上に於ける産業組合の諸施設

従來の製炭者の生産方法が孤立的であり分散的である爲に、商業資本の壓迫下に苦しまねばならなかつたといふ事は再三繰返したのであるが、本産業組合は昭和十三年より木炭の取扱を開始したのであるが、今日に於ては營林署始め關係官廳の指導によつてこの不合理な關係を殆んど打破して終つて居る。

産業組合山田専務理事は産業組合の役割について次の如く語つた。

「いやしくも産業組合たるものは生産面へ手をつけなければならぬ。たゞ單に生産者の生産したものを集荷するだけであつては同業組合乃至商人と何等變りはない。成程産業組合の従來採り來つ

た施策は配給組織の合理化を通じて生産者への手取金増加には寄與し來つた。然しこれだけではいけない。一步進んで生産者に對し、その組織する實行組合等を通じて生産指導なり金融的措施なり、又は生産並生活資材を供給し、生産面への積極的な方策をなしてこそ眞に増産が期待し得るのであつて、この事は木炭に於て特に必要である」と。實に木炭増産といふ現下の國家的要請に應ずる爲には、産業組合としては製炭者をして農事實行組合の傘下に集め實行組合を通じて、資金の融通、資材の配給をなし、計畫的な生産供出策を講ずべきであつて、更に進んでは共同製炭をなして萬全を期すべきである。

本組合の木炭増産上に於ける諸施設を擧ぐると次の如くである。

(一)専任職員の設定並設備の充實

木炭係専任職員五名を設置し、更に木炭倉庫三棟を建造し、或は運搬車を購入して搬出の萬全を期する等、諸施設を講じてゐる。

(二)原木購買事業

既述の如く本組合は昭和十三年木炭販賣事業開始以來、營林署の指導の下に組合員の爲に原木購買事業をなし來つたのであるが、この方法は産業組合の名義を以て原木の拂下を受け、之を各實行

組合に分ち更に各實行組合に於て各組合員に分けるのであるが、生産せられたる木炭は各實行組合の責任に於て供出しなければならない。

例年營林署より拂下は平均材積一萬石、炭にして二萬五千俵分の拂下を受け來つたが、官有林の拂下方法は、營林署に於て木炭の販賣價格と製炭者の焼歩、諸掛、金利、企業利潤等の關係を考慮に入れて其の原價計算をなし、拂下山林の村積を見積り拂下價格を決定する。

一方拂下げを受けた産業組合は營林署に拂下價格に相當する有價證券を擔保に入れ、後日山が完了せる場合の支拂の擔保とする。そして拂下原木は各實行組合を経て製炭者に渡される。この際各生産者への生産割當は當然なされる。

(三)木炭の買上は窯元で

拂下原木を伐採し、木炭が生産されるとそれは直ぐに窯元で買取られる。その場合の組合の買取價格は生産者販賣價格(最寄驛貨車乗渡)から諸掛手数料として依當り四十錢を控除した價格である。(詳細後述)

斯くして買取られた炭は樵夫によつて山麓まで運ばれ、山麓から組合の馬車によつて組合の倉庫なり驛へ運ばれる。

(四)生産者の手取はどうか(代金決済方法)

原木拂下価格決定については前述せる通りであるが、製炭者の手取金の増減は主として製炭數量、製炭完了の遅速、諸掛の高低に影響される。結局製炭數量、製炭日數が豫定通りとすれば諸掛の高低によつて所得の多いか少いかが決まるのである。

現在組合では木炭一俵當り生産者販賣價格(貨車乗)から四十錢を控除した額を以て窯元買上を實施してゐるが、その控除額の内容は次の如くである。

木炭一俵(四貫)當り控除額

一、棧代	一三・〇錢
二、運賃	一五・〇
三、改装料	二・五
四、積込料(ボーム)	二・五
五、検査料	一・〇
六、手数料(金利を含む)	六・〇
計	四〇・〇

所で右の如き經費の範圍内に於て之を償ふ事は生産者個々の負擔に於ては到底なし得ない現状であり、組合としても一見相當無理がある様に思はれるのである。然し乍ら組合としては運搬車の設置とか、或は積込も組合の手でやるとかいつた様な方法を以て經費の節減に努めてゐるわけである。かくして生産者自體としては窯元買上によつて割安な經費を以て賣ることが出來、又製炭所の奥地なりや否やによる所得への影響もないわけである。

販賣された木炭代は産業組合の貯金口座に振替へられるのであるが、販賣される毎に一俵當り原木代に相當する額を定期貯金として處理し、更に生産並生活用品の掛買があつた場合はそれを相殺し残額は當座貯金に振込まれる。斯くして山が全部完了した場合にその定期貯金額と原木代とは相殺されて製炭者の所得は明確になる。之を取纏めて産業組合より、營林署に對する原木代が支拂はれるのである。

(五)資材の配給

製炭者の要する生産並生活資材は成るべく不自由をさせぬ様努めてゐる。而も配給された資材の代金は全部木炭販賣代金と相殺するといふ經理の方法をとつてゐる。

製炭者の一番の嘆きは生産資材の不足乃至は劣質である。「産業組合系統としては生活資材の優先配

給も考慮すべきであらうが、それよりも現在生産に直接要する良質な資材をなるべく必要とする量を配給すべき要に迫られてゐるし、此の對策が差當り必要な事だ。」といふのが産業組合理事者の聲である。

(六)山の神祭

この村では春一回秋一回と山の神祭りをやるのだが、例年御酒を上げて大いに氣勢を上げたものだ。然し今日の如く中々得られない現狀に於て彼等は斷へず酒を要求しようとはしないが、せめてこの意義ある日のみでも幾分なりとも特配を願ひたいといふのが製炭者達の聲である。組合ではこの祭に各實行組合に二五圓宛嗜好料として助成しこの祭を盛ならしめ、製炭者を激励してゐる。

(七)生産奨励金

組合は又生産奨励の爲の助成金として各實行組合別に供出成績、組合員數等を加味した基準の下に年四百圓程度の助成金をなしてゐる。

(八)赤木部落公會堂への寄附

赤木部落は山麓部落として本村では特殊的な部落であり、製炭者も多く而も製炭農事實行組合盛

勝の地である。ここに公會堂設置の聲が起り、之が具體的に進行するや組合はこの地の人達の爲にセメント、釘、用材等種々の建築材を寄附し、部落民からも感謝を受けてゐる。

(九)娛樂施設

特に製炭者慰問といふわけではないが映畫或は演劇による村民慰安は屢々行ひ來つた。

(十)其他

「製炭報國手帳」「木炭供出臺帳」の記入整理等を産業組合で引受け林産物検査吏員に對する協力もなしてゐる。

八、製炭報國の意氣に燃えて増産へ

この村には我々が産業組合木炭増産供出報國運動に於て唱へ來つた「木炭増産期成會を結成して産業組合―農事實行組合―製炭者一體となりて増産へ邁進しよう」といふ體制は名前こそ異なるが既に整へられてゐる。即ち製炭農事實行組合の聯合會とも云ふべき世話會があり、會長には産業組合長が任じ、産業組合専務理事及各實行組合長が役員となり營林署長、警察署長、村長を顧問として、製炭資材の確保を圖り、技術の向上に資し、登記、事業報告書作成上の便宜を圖り、製炭者の意見

を上通せしむると共に一方營林署、産業組合の意圖を傳へ常時關係者間の相互連絡につとめ、産業組合―農事實行組合―製炭者の一體的活動に役立て、來たのである。

斯うした機構の下に於て製炭者達は今や烈々たる奉公の熱意に燃えて増産へと邁進しつゝある。

去る九月八日大詔奉戴日をとし、製炭者は一堂に會し地方事務所長、營林署長、警察署長、其の他關係機關の臨席を仰ぎ木炭増産報國壯行會を催した。

臨席の來賓より夫々、本年度の木炭事情と増産の必要性が説明され、又組合長よりも本年度の生産供出計畫の説明あり、製炭者達は前線將兵の奮闘を感謝し、武勳に應へるべく決意を新にし、一同製炭報國に挺身せんことを誓つた。以下その宣誓文である。

宣 誓

本日大詔渙發日ヲトシ吾々製炭實行組合員ヲ招集セラレ壯行會ヲ催サル 誠ニ感銘ニ堪エザルト
コロデアリマス

吾々ハ長ク奥山ニ埋レ全ク社會カラ忘レラレ勝ノ存在デアツタ、時局産業ノ發展ニ伴ヒ吾々ノ古
イ燒子仲間ハ續々ト山ヲ降リタ。吾々ハ産業組合ヲ中心トシテ製炭組合ヲ作り營林署又ハ大字山
ノ特配ヲ受ケ今日コ、迄最後ノ殘留組トシテ止マツタ。然シ時局ハ漸ク吾々ノ存在ヲ認メザルヲ

得ナクナツタノカ或ハ吾々ノ職域奉公ヲノミ期待スルヤ切ニナツタノカ、今こそ吾々ノ姿ガ國民
ノ眼ニハツキリト映ジテ來タノダ。

吾々ハ斷ジテ國民ノ期待ニ副フ。

吾々ハ斷ジテ割當ノ二割増ヲ増産スル。

吾々ニハ物資ノ特配ヲ望マナイ。

吾々ハホメラレ良イ子ニナラウトモ思ハヌ、タダコノ冬ノ寒イ夜埋ムレ火ノ温サヲ知ツタトキ老
人子供ガ火ニ手ヲカザシテニコノトシタトキ、ソレハ私共ノ損益ヲ離レタ増産報國ノ火ノ塊リ
ガ通ジタモノト識ツテ賞ヘバソレデ吾々ノ心ハ靜マルノダ。

吾々ハ決シテ不平モ言ハヌ、然シ必ズヤリ通ス、ソレガ國民トシテノ炭燒ノ

陛下ヘノ道ダカラダ、御安心下サイ。

右宣誓シマス

昭和十七年九月八日

上岡村製炭農事實行組合員總代

遠 藤

清

組合ではこの日、各製炭者に純綿シャツ一着、地下足袋一足宛を特配し製炭者に感謝の意を表すと共に今後の取闘への錢けとした。

本年の生産割當は五八、二五〇俵（内農事實行組合員三五、〇〇〇俵）であるが既に八月末に於ては二七、七〇六俵の生産をみて居り、割當に對する實績は四割七分以上といふ好成績を示してゐる。この状態では割當數量だけは必ず生産し得るし、割當の二割増の生産高をみせてやると製炭者達は意氣込んで居る。

既に營林署からの山の拂下も決まり、各組合員の分擔も決つた。身一つでさへ困難な山に樞道をつける工事に誰も彼も熱心に働いて居る、やがて本年の拂下山には炭焼く煙りが立昇るであらう。上岡村のこの美しき姿がやがて目標以上の生産達成となつて現れることを祈るものである。

保証責任 仁科報徳信用販賣購買利用組合

（静岡縣賀茂郡仁科村）

一、村の概要

仁科村は伊豆半島の中部、陸上交通修繕寺驛よりバスにて十三里餘、約四時間、海上交通沼津より約四時間半を要する西海岸に位し、三方山野を以て圍繞せられ西南は駿河灣に面し東西凡そ一里、南北約三里、面積二方里餘あり地勢概ね高峻で村の中央仁科川流域には平地が展開してゐる。土地は民有地、田畑百拾七町歩、山林參千八拾五町歩、其他を合して四千二百七町歩、他に御料林二千二百六拾四町歩より成る農山村である。

戸數は千六十九戸内農業戸數は七二%（七百七十三戸）殘二八%は商、水産業、鑛山雇傭者等である。

本村の産業狀況は次掲昭和十四年産業統計より推知し得る如くその生産は農産物（米麥）水産物（天草其他漁獲物）林産物となつてゐるけれども農産物中米麥は村内消費の何割かに當るに過ぎず、

農家中飯米の自給不可能者も相當ある實情である。

水産物は生産額の約九〇％は天草が占めて居るが之に従事する者は極少部分に限定されてゐる。林産物の内容は木炭、用材其他薪等であるが木炭は生産額の五三％を占め、農家が副業的に原木を購入して生産するものが殆ど全部である。

以上産業状況よりみて木炭の生産が農家經濟上に占むる役割は眞に大なるものであり、且つ此の事は村經濟の重要分を占むるものと云ひ得る。

仁科村産業別生産額（昭和十四年）

農	産	一八一、一七三圓（米、麥其他）
畜	産	一一、一〇七（豚、家兔、家禽其他）
水	産	一四二、三二四（天草、鱈、其他）
林	業	一一三、八八三（木炭、用材、其他）
工	産	一五、九五五（木工品、其他）
其	他	二七、二三五
計		五〇二、六七七

此の生産の上に本村には全村區域、四種兼營の産業組合二、及漁業組合が又海と川に別れて濱漁業、仁科川漁業の二つがあつて夫々分野に従つて事業の運営をなしてゐるが、斯く同質團體の併立してゐる點、或は部落構成が漁業、天草採取業、商業、農業と劃然と區分されてゐる點、或は部落が山手と海岸とに劃然として居る點等は本村の民情の複雑を物語るものとも觀得るのであるが、そうした複雑な基礎の上に立つた産業組合が會つては特別表彰を受け、現在は又往年其の當時にも勝る事業の成績を見るに至り、特に木炭に於て其の生産増強に對し積極的活動をなして居ることは正に其の人を得たるものと謂ふべきであらう。

二、製炭の状況

本村は專業製炭者約三十、副業製炭者は農業者の約三十％、二百三十四人内報國手帳所有者二百十九名となつてゐる。

之に對して補助従業者約五百三十人、專業者は年間を通じて製炭に従事し、副業者は九月から翌年四月頃迄の約八ヶ月間を製炭に従事し其の間農耕、收穫等を適宜行ふ所謂副業製炭である。

生産状況は生産割當實施初年の昭和十五年は割當十三萬俵に對し十四萬九千三百二十九俵、其の

差一萬九千三百二十九俵と云ふ割當超過実績を挙げ、昭和十六年に於ては割當十四萬俵に對し十萬四千百五十俵、生産超過四千五百五十俵の成績を挙げ、静岡縣第一位生産優良村として農林大臣より團體の表彰を受け、更に個人表彰者を出してゐるが本年度は割當十五萬五千俵に對し、現在の生産見込は過去二ケ年の如き割當超過は原木不足の關係上困難なる模様と言はるゝも、責任數量は絶對確保する意氣込を以て當業者は當つてゐる。

即ち森林組合の五ケ年間木材伐採計畫は八百七十二町歩、一ケ年平均百七十四町歩、その出炭量十萬三千八百八十二俵で過去二ケ年このかたの伐採は過伐となつて居り、従つて本年民有林に十五萬俵餘の木材を求むることは絶對困難とされ、木材供給の最後の手段としては御料林より仰ぐことの一策あるのみで、帝室林野局と此の點に付折衝し着々と希望を達しつゝあるのであるが、民有林に比較し極端に奥地製炭となる實情より推して、生産能率の減退等が懸念されてゐる次第である。

三、木炭統制會の設立

大正七年に於て産業組合は四萬八千俵を取扱ひ、自由經濟時代の最高潮を示してゐたが、爾來年々その取扱は村内三人の業者の手に移り、昭和十二年頃は大正七年の約四・一二%千俵に低下した

のであつた。

其の理由とするところは種々あるわけであるが、木材購入手金に伐採初期手金を加へ山代半金として山主に支拂ふ鉅入半金制(土地の炭材林賣買慣習となつてゐる)、或は築窯期間の一家の生活費或は干時の失費等に至るまで、一切の資金を外部に求めてゐる製炭者の經濟的弱點を産業組合が擁護すべきをなし得なかつた爲、業者が其の役割を引受くる結果となりたること、其の主な理由とされ、こゝに金銭的紐帶を製炭者に結び着くることとなり、生産物は自ら此の業者に蒐められると云ふ結果となつたのである。

之に對し現産業組合長兼農會長である柏木氏は産業組合の更生を圖ると共に、過去の輝かしき歴史を有する木炭事業の復興を期し、先づ製炭者の商人隸屬關係の打破を目的として、昭和十三年同志十三名を以て産業組合木炭統制會を結成し、山半金の資本準備の爲資金の五ケ年積立計畫を實行製炭者の自力強化を期した。

斯うした結果は年々會員増加し、現在は製炭者二百六十四名中生産能力高率な者百八十五名が統制會の傘下に集り一致協力前途に大なる希望を以て邁進しつゝあるのであつて、目下尙その會員は増加しつゝある。

斯うして設立された統制會を其の事業の傘下に置いた産業組合の過去二ヶ年の取扱數量を見ると十五年には九萬二千三百二十六俵、生産実績に對し約六十二%、昨十六年は十萬一千八百九十九俵、約七十一%となり、本年は更に向上するものと自他共に確信してゐる。

こゝで村内業者の状況を見ると三人であつたものが、他村の一名は最近廢業し残り二名は村内の商人で、産業組合集荷の残り四萬俵の中一萬俵は本産業組合受託の富士茶業組合の自營製炭分で、其の残り三萬俵が商人の取扱分となる計算で、之に對しては現在成行に任せてゐるのであるが、此の結果は木炭統制會派と商人派と云ふ如く劃然とはしない迄も、製炭者が二つに別れ其處に多少問題もあるのであるが、大勢には影響ない模様である。

四、製炭の核心は産業組合木炭統制會

本村の木炭生産組織は村長を組合長とする米穀、養蠶、木炭の増産を圖ることを目的とする増産組合木炭部（静岡縣全市町村に組織されてゐるもの）並に産業組合長を會長とする木炭統制會が樞軸となつてゐるが、増産組合が天下りの組織であるに對して、木炭統制會は前項に於て述べた如く其の生ひ立ちが切實なる事情に因る同志的結合であるため、増産獎勵及供出確保に對しても熱意と

實行力を有し、製炭組織の核心と云つても差支ない。

産業組合木炭統制會は原則として、部落單位の製炭實行組合員（小組合）を糾合したもので、其の性格は次の規約に見らるゝ如く相互の經濟連絡、向上及び木炭増産に目的が置かれ、且つ第五章に統制割戻金を積立てることの規定が設けられてゐるが、之は即ち設立當時、同志的結合の下に開始せられ山半金積立五ヶ年計畫の定めであつて、従來は産業組合取扱手数料より一俵に對し二錢程度の割戻をなし之を積立てたのであるが、價格統制の實施と共に價格違反の誤解を避けるため、産業組合の年度末剩餘金處分として毎年相當額を積立て現在六千八百四十八圓九十一錢の基本財産を有するに至つてゐる。

仁科報徳産業組合木炭統制會規約抜抄

第一條 本會ハ會員相互ノ經濟的連絡ヲナシ木炭増産ニ努メ國策ニ遵ヒ、保證責任仁科報徳信用販賣購買利用組合ヲ通ジテ販賣ノ統制ヲ行ヒ以テ會員ノ經濟向上ヲ圖ラントス

第五條 本會ノ財産ハ仁科報徳産業組合ノ統制割戻金其ノ他ヲ蓄積シタルモノトシ、其ノ會員ノ持分ハ出荷量ニ應ジ年々算定加算ス

第七條 會員ハ其ノ製造木炭ヲ全部仁科報徳産業組合ヲ通ジテ販賣スルモノトス

第十三條 會員木材購入ノ場合ハ其ノ區ノ理事ト協議スルコトヲ要ス

協議ノ結果購入シタル代金ニ付テハ本人ノ希望ニ依リ仁科報徳産業組合ニ於テ融通シ出
荷代金ト差引計算ヲナスモノトス

第十七條 會員自己製造木炭ヲ他ニ販賣シ又ハ會ノ事業ノ妨ゲトナル行爲ヲナシ或ハ會員ノ體面

ヲ汚シタル場合ハ理事會ノ決議ニ依リ除名ス

除名シタル會員ニ對シテハ持分拂戻ヲ行ハザルモノトス

(第十八條ニテ終ル)

本村の生産割當は増産組合より各人に割當られるのであるが、木炭統制會は各會員に増産組合より割當られたる分に、更に其の一角を加へたものを割當額として個人ノ責任額とし實施してゐる。而し疾病其の他不慮の事故のためその製炭勞力に支障を來し、責任生産不可能なる製炭者の發生する場合に鑑み、個人割當の部落別會員累計はその部落會員の共同責任生産數量として割當、共同責任の所在を明らかにしてゐる。

上述の如く個人生産割當量の共同責任生産化は、畢竟製炭作業の共同化を促進し本村に於ても木炭統制會の部落理事(原則として小組長兼任)は絶えず組合員の製炭狀況を精査し、結的勞力

率仕に依る勞力動員を隨時行ひ、共同築窯、伐採、木材の詰込等の作業を共同化し部落割當の責任完遂を期してゐる。

五、産業組合の木炭事業

製炭組織の核心をなす産業組合木炭統制會については前項に於て述べた所であるが、産業組合木炭統制會を十二分に活用することは、産業組合事業全體の運営宜しきを得て始めて全きを期し得るものであつて、仁科報徳産業組合が全事業を如何に木炭生産に傾注してゐるかの具體的方策を次に見ることにする。

イ、資金の融通

貸付總額五萬七千圓の内、木炭關係は木材購買資金四萬圓、築窯資金四千圓となつて居り總額の約七十七%は木炭事業に充當されてゐるが、之等の貸付金も統制會の山半金積立が完結すれば製炭者は自己資金に依つて次々と山の買付をなし得るわけである。

此の四萬圓の原木資金を土地相場の一俵木材價格八十錢で換算すると約五萬俵の木材となり、産業組合集荷供出の約五〇%が産業組合の融通資金に依つて製炭されてゐることになる。

而して此の融資方法は連帯責任制に依る共同貸付と同人貸付との二種類あり、何れも年利七分、無擔保證書貸付となつてゐるが二ヶ月以内返還の短期貸付は無利子の制度もあり、製炭者の利便を圖り融資を通じて生産を増強せんとしてゐる點がよく窮知することが出来る。

ロ、資材の配給

製炭用必需資材の確保に努めると共に配給に當りては、例へば製炭者の慣習行事山の神祭りには酒一升を如何なる都合をしても贈り、或は地下足袋等必需物資の優先配給を出来得る限り實行し、一般に對しては其の措置の緊要性に對し誤解なきやう諒解を求め、製炭者に對しては國家の要請せらるゝ製炭の使命と一般組合員の理解ある推護的精神を傳へて、之が優先配給の意義が何ものなるかを納得せしめ、製炭意識の昂揚に物資を通じて常時努めてゐる。

ハ、製炭指導員の設置

製炭に經驗のある指導員を設け山巡り専門に従事せしめ、生産事情調査、指導督勵、連絡等に當らしめ、組合長は此の報告に基き総合的計畫を樹立して木炭統制會部落理事（實行組合長）に指示し飽くまでも産業組合の責任數量に齟齬を來さしめないやうに用意周到に努めてゐる。

ニ、運送の施設

窯元からの搬出については比較的里山製炭が多い關係上、製炭者は日歸りが殆ど全部である爲、歸途に一日製炭量位は背負出すため、山元滞貨の心配はなく、且つ共同搬出の必要もない現状であるが、御料林拂下の奥地製炭については、國民學校生徒よりなる輸送協力隊の運搬計畫を考慮中であるが、組合よりの搬出に付ては地理的事情より自動車の便を利用する場合は木炭價格以上の運賃を要する上に時日を費し、凡ゆる點に於て不經濟極まるため、海上輸送の方法が採られてゐる。

即ち十萬俵以上の木炭取扱にも拘らず木炭倉庫は仁科港口に三千俵を收容する倉庫一棟あるのみで、此の一棟を活用して村内に滞貨をなさしめず、消費地に運送し得る所以のものは貨物船「産組丸」を自ら所有し、之に日雇船を合せて海上輸送をしてゐるが爲で、之あればこそ輸送逼迫の今日村内に雨晒し木炭も生ぜず出荷し得るのである。

ホ、代金の精算

經理方法は林産物検査員が山倉庫に於て検査をなし、倉庫別個人別検査等級傳票を組合事務所に纏め、此の傳票に依り販賣臺帳に記入され、代金は毎月末一回計算して各人當座に全部貯金振替をなす仕組を採用して居るが、此の場合必要に應じ無利息にて前渡金を出すことにしてゐる。

産業組合の手数料は業者との協定取扱手数料として一俵四錢を徴収してゐるが、年度末決算に於て剰餘金處分として山半金積立に相當額を據出し、製炭者の共同財産としてゐる關係上實際手数料は、規定の二分の一乃至それ以下になる場合もある。

へ、獎勵及慰安

生産獎勵及慰安の方法については統制會基金への剰餘金繰り入れ、資材の優先配給、山の神祭り増産祈願祭、統制會總會等を通じて夫々適切な手段を講じてゐるが、その内容を見ると先づ年度末剰餘金に依る木炭統制會基金は年約一千七百圓餘、製炭実績優秀なる個人並に實行組合に對しては統制會總會の席上に於て毎年約百圓餘を投じて實用品を贈呈して之を表彰し、優秀製炭者三十名乃至五十名を一泊温泉旅行に招待して其の勞をねぎらひ、且つ全製炭者の明年への増産熱意の昂揚に資し、各實行組合毎に行ふ山の神祭り、村一圓の増産祈願祭には神酒を贈つて前途を祝し、併せて無事焼き終ることを神に祈願すると云ふ敬虔なる行事等になる。而して此の特異性のある祭典の狙ひは山火事、怪我等の災害を精神的に防ぎ行事として昔から此の土地に行はれ傳はつてゐるものである。

六、炭燒の懷具合は斯ふなる

木炭の増産には官民共に拍車をかけてゐるけれども、それ程増産も進捗しないのが全國の現状で其の理由として原木入手難、製炭勞力の減少が指摘されてゐる所であるが、製炭勞力の減少は他により良い條件の仕事の山積せる現在、殊に甚しくなつて來て居るのであつて、實際炭燒の原價計算をしてみると全く夫れは無理からぬ現象だと云ふことが判然とする。

即ち仁科村の炭燒の懷具合は次の様になる。

民有林原木一俵代	八十錢
包 裝 費	二十五錢（繩代四錢俵製造手間賃六錢包裝賃十五錢）
檢 査 料 其 他	三錢
炭 窯 償 却 費	十五錢（一基三回出炭量百俵窯を初窯にて償却する場合一俵一圓となり之を出炭累計より算出せるもの）
器 具 償 却 費	六錢（鉋、鋸等を三ヶ年とし三ヶ年償却としての計算）
搬 出 費	二十五錢（荷馬車運賃より算出せるもの）

合 計

一圓五十四錢

前表の如く一俵の木炭として市場に搬出する迄に一圓五十四錢の経費を要し、一俵一圓七十六錢（一等黒炭價格）として純手取二十二錢である。一日三俵を生産するとして六十六錢の労働報酬が得られるわけであるが、それに搬出を自ら行ひ二十五錢を取得し、包装材料の自家製造、自家勞力に依る包装等にて二十五錢を收得して漸く一俵一圓足らず一日の收入二圓二十錢弱となるのである。斯る收入状況を考へた場合、それ以外の労働報酬との均衡が何等かの形でなされなくてはならぬことが痛感せられた。それに關しては日本經濟との關係に於て極めて困難な問題を含んでゐるが、炭焼の人達の奉公の熱意に應へる意味で、當局者としては當然何等かの根本的對策を考慮しなければならぬであらう。

七、農林大臣個人表彰受賞者佐野惣助氏

本村には十六年度木炭増産農林大臣表彰に靜岡縣下第一位として、個人表彰の榮譽を受けた佐野惣助氏がある。氏の家庭は長男出征中、次男、三男は青年學校五年と三年に在學し共に皆勤の模範青年であり、次男は青年學校の外に更に監視員として重要任務を擔當し、二人の勞力は結局一人前

位となり、佐野氏自身は區長、常會長、翼幹部役員等の公職を持ち働き手四人ではあるが、その内容は三人にも足らざる手間で、殆ど家族勞力のみにて田四反、畑六反を耕し藪三十貫を生産すると共に、昨年の木炭生産量は八千八百二十七貫と云ふ靜岡縣下最高記録をつくつた篤農家である。氏が昨年の製炭就業期間九ヶ月間で最も成績を擧げてゐる月は十二月の千九百三十八貫、四百八十四俵と云ふ生産実績で一日平均十三俵からの生産とは全く想像も及ばぬことであるが、之は一家の労働力を最高度に發揮し、朝早くから夜遅くまで山から谷、谷から山へ、窯から窯へ採伐に炭焼にかけ巡りその間農耕に收穫に養蠶に全家族勞力を合理的に分配し、能率本位に活用してゐると云ふことより來る斯る異常なる生産がなされるのであります。

54
206

昭和十七年十一月十日印刷
昭和十七年十一月十五日發行

定價金貳拾錢
(送料共)

著作
權有

編輯者 中 島 寅 之 助
東京市麴町區有樂町一ノ十一

印刷者 室 野 井 武
東京市京橋區西八丁堀三ノ七

印刷所 不二印刷社分社
東京市京橋區西八丁堀三ノ七
東東一〇一〇

發行所 東京市麴町區有樂町一ノ十一
產業組合中央會

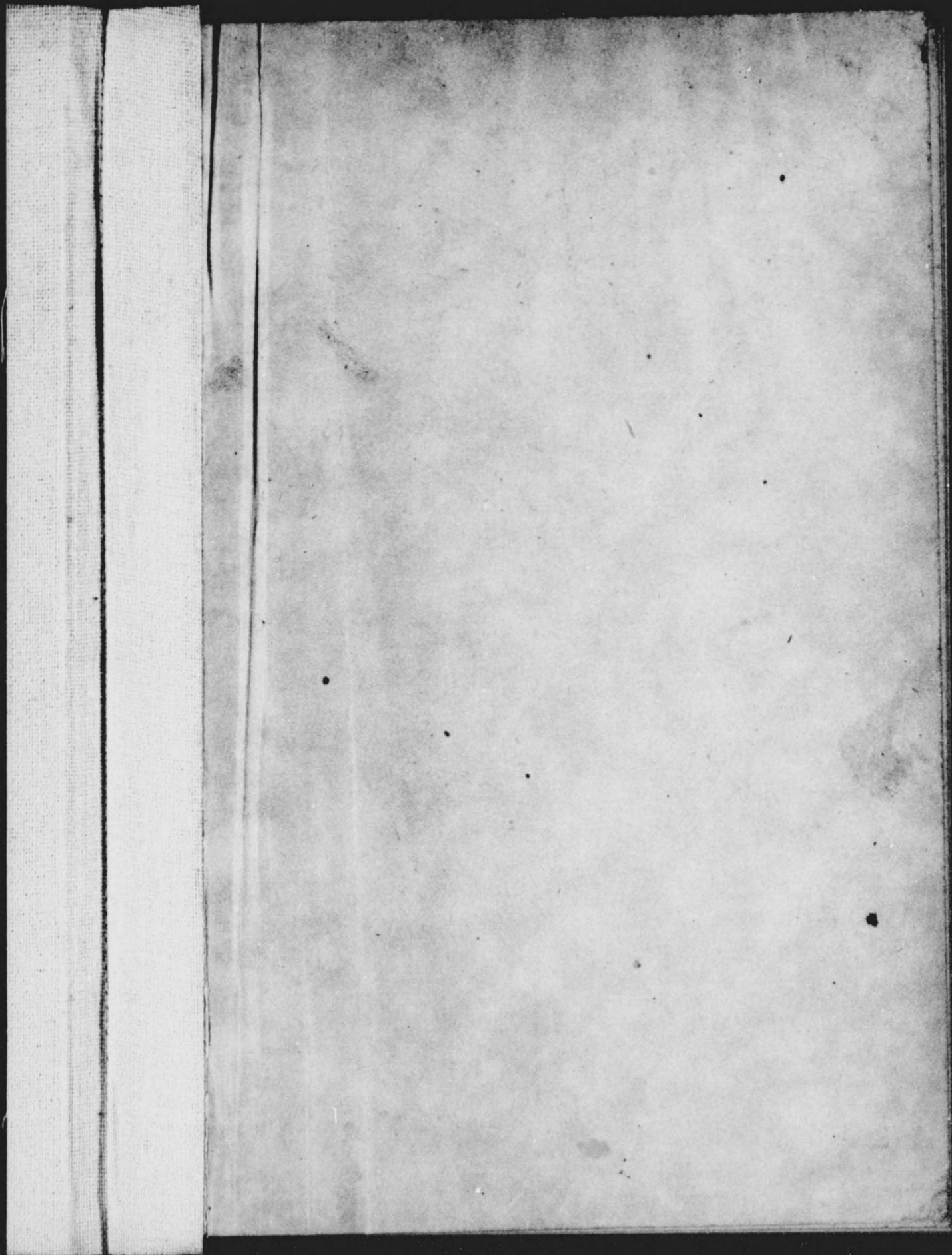
振替口座東京四七二四番
電話丸の内自二五五一至二五五五

製本控

549	函	206	號	年	月	日
產其總令定信表書(加37輯)						
備考						

冊

549
206



1

2